

南大隅町家族介護用品支給事業実施要綱
平成17年3月31日告示第29号

(目的)

第1条 この要綱は、重度の要介護高齢者を在宅で介護している家族に対して、紙おむつ等の介護用品を支給し、高齢者を介護している家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続及び向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 介護用品の支給を受けることができる者は、南大隅町に住民登録をしている**要介護4又は5**に相当する在宅の高齢者であつて、**市町村民税非課税世帯**に属する者を現に介護している**家族**とする。

(介護用品の種目)

第3条 支給の対象となる介護用品は、紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーその他介護を行うために日常的に必要な消耗品とする。

(支給申請)

第4条 介護用品の支給を受けようとする者は、家族介護用品支給申請書(様式第1号)により町長に申請しなければならない。

(支給の決定等)

第5条 町長は、前条の申請があつたときは、速やかに、その内容を審査し、支給の可否を決定しなければならない。

2 町長は、前項の規定により支給の可否を決定したときは、家族介護用品支給決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 支給の決定を受けた申請者は、介護用品の使用の必要がなくなったとき又は第2条に規定する要件に該当しなくなったときは、速やかに、町長に届け出なければならない。

(支給限度額)

第6条 支給する介護用品は、支給を受ける者1人当たり年額7万5,000円を限度とする。

(支給状況の記録)

第7条 町長は、介護用品の支給状況を記録し、支給を受けた者ごとの支給累計額を明確にしておくものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成17年3月31日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

家族介護用品支給申請書

年 月 日

南大隅町長 様

申請者
住 所
氏 名
電 話
在宅高齢者との続柄

家族介護用品の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

在宅の要介護高齢者	氏 名	生 年 月 日	年 齢	性 別
		年 月 日	歳	男・女
	要介護認定結果	要介護4 ・ 要介護5		

	認定年月日	年 月 日		
世帯の状況	氏 名	続 柄	年 齢	備 考
世帯に対する前年度市町村民税課税状況				
希望する介護用品				

様式第2号(第5条関係)

家族介護用品支給決定通知書

第 年 月 日

様

南大隅町長 印

年 月 日付けで申請のあつた家族介護用品の支給について、下記のとおり、決定したので通知します。

記

可	支給を受ける者	住 所	
		氏 名	
	支 給 用 品		
否	支 給 開 始 年 月 日	年 月 日	
	理由		

備考	
----	--

(注) 介護用品の必要がなくなったとき又は支給要件に該当しなくなったときは、速やかに、町長へ申し出てください。